

受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を 求める意見書

厚生労働省の喫煙の健康影響に関する検討会が取りまとめた報告書（たばこ白書）では、喫煙は、肺がん、喉頭がん、胃がんなどに加え、循環器疾患や呼吸器疾患などとも因果関係があり、受動喫煙は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中と因果関係があることが示されている。また、国立がん研究センターは、受動喫煙による死亡者数を年間約1万5,000人と推計している。

たばこの煙による健康被害についてこうした公表がある一方で、世界保健機関（WHO）は、日本の受動喫煙対策を最低ランクに位置付けている。この現状を脱し、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた我が国の受動喫煙防止対策の取組を国際社会に発信する必要がある。

そこで、国民の健康を最優先に考え、受動喫煙防止対策の取組を進めるため、健康増進法の改正を強く求める。

記

- 一、屋内の職場・公共の場を全面禁煙とするよう求める「WHOたばこ規制枠組条約第8条の実施のためのガイドライン」を十分考慮し、健康増進法に罰則を盛り込む改正を行うこと。
- 一、各自治体の路上喫煙規制条例等との関連性を持ち、規制を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月22日

寝屋川市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、厚生労働大臣、総務大臣

国民健康保険の保険料率の在り方に関する意見書

国が示した平成 30 年度からの国民健康保険の都道府県化に伴い、大阪府でも制度設計の検討が進められている。平成 28 年 3 月に開催された大阪府と市町村の国民健康保険広域化調整会議では、保険料率と減免基準の府内統一や、市町村の一般会計からの法定外繰入れ解消などの方向性が示された。

したがって、本市議会は、大阪府に対し、下記の事項を実施するよう求める。

記

- 一、大阪府が国保運営方針を定めるに当たっては、被保険者に十分配慮した制度設計とすること。
- 一、国に対し、国民健康保険の安定的な運営のため、十分な財政措置を検討するよう求めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 22 日

寝屋川市議会

(提出先) 大阪府知事